

第二十四回国会 参議院建設委員会會議録第十一号

昭和三十一年三月二日(木曜日)午前十時三十二分開会

出席者は左の通り。

委員長 赤木 正雄君
理事 石井 桂君
小澤久太郎君

委員

石川 榮一君
入交 太蔵君
齋藤 昇君
酒井 利雄君
西岡 ハル君
近藤 信一君
田中 一君
北 勝太郎君
村上 義一君

國務大臣

建設大臣

馬場 元治君

政府委員

建設省道路局長

富樫 凱一君

事務局側

常任委員

武井 篤君

会専門員

本日の会議に付した案件

○日本道路公団法案(内閣送付、予備審査)

○道路整備特別措置法案(内閣送付、予備審査)

○東北興業株式会社法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○建設事業並びに建設諸計画に関する調査の件

(内政省設置問題に関する件)

○委員長(赤木正雄君) ただいまから委員会を開会いたします。

道路整備特別措置法案、日本道路公団法案を一括議題に供します。馬場建設大臣もやがて見えますから、それまでに、今お手元に御配付になりましたこの資料について、局長から御説明願います。

○政府委員(富樫凱一君) 前の委員会で田中先生から御要求のございました資料をお手元に提出いたしておりました。第一は、土木研究所で道路の部門に關してどんな実験研究をしておるか、また大学の研究所で道路に關する研究はどんな方法で行われておるかということだったと存じます。

土木研究所におきましては、そこにあげてありますような部門に分れて研究をいたしておりますが、道路研究室というのがございます。それから橋梁研究室、構造研究室、材料研究室、化学研究室、地質研究室、そのほかに砂防研究室がございますが、これらの研究室がそれぞれ連絡しながら研究をいたしておるわけでありまして、

そこで、道路の研究室でどんなことをやっておるか申しますと、第一に、路床、路盤の地耐力の研究でございます。この研究をいたしまして、交通荷重に耐え得る道路構造の基準を作るとともに、土質力学の方の研究もいたしておるわけでございます。第二は、雪積寒冷地域の道路の問題で、こ

れは風洞模型等によりましての基礎的な研究と、それから現地を偏測いたしまして、防雪柵についての設計基準等を研究いたしております。第三は、そのほかいろいろの道路に關する問題がございますので、それらの研究をいたし、かたがた道路技術の相談、あるいは最近の技術の紹介等をいたしてあります。第四は、道路技術向上のための研究でございますが、これは実験現場を設け研究をいたしております。これは実験に作りまして、その作ったものについての研究をいたしておるわけでございますが、コンクリート舗装の経済的構造の研究、また中級舗装の経済的工法の研究、及び寒冷地域道路の融解期の破壊に對する道路構造に關する研究等をいたしております。第五は、今後における問題でございますが、道路交通の経済問題、それから構造上の問題がございますが、将来こういつた問題を取り上げて参りたいと考えておるわけでございます。

それから橋梁研究室でございますが、橋梁研究室におきましては、道路橋の設計、製作、施工基準の作成、それから道路橋の標準設計の作成、また特殊橋梁の設計等を研究いたしておるわけでございますが、なお実験作られた橋につきまして、現地において実験を進めております。

で、研究費のことでございますが、そこに昭和二十八年から三十年までの研究費をあげてございますが、この研究費は道路研究室と橋梁研究室と両方

合せたものをあげておりますが、研究所自体いたしましては、昭和三十年度が二百九十万ほどのものだったわけでありまして、そのほかに、それ以上の委託費がございまして、これが四百五十万程度、合せて七百四十万程度を研究費として使用いたしております。

次に、大学の研究室で道路に關してどのような研究を行なっておるかというのを申し上げますが、これは詳しくは私の方で調査できませんので、不十分なところがあると思いますが、大学におきましては、総合的な研究ということよりも、むしろ基礎的な問題を扱っておるようでございます。たとえばコンクリート工学、土質工学、橋梁工学というような点について、それぞれ独自の研究が進められておるわけでございます。最近の傾向といたしましては、トラフィック・エンジニアリングの研究が盛んになってきておりまして、この分野の進歩が期待されるわけでございます。

それから次に御要求のありましたのは、民間の道路に關する研究に對しては、補助金等助成、指導はどうなっておるかというお尋ねであつたのでございますが、建設省では、この技術の試験研究を行う者に対して、研究を助成するために、昭和二十六年から建設技術研究補助金交付規則というものをきめまして、補助金を交付いたしております。

この規定によつて補助金の交付を受けることのできる研究は、建設省の行政のうち次の事項の目的を持った応用研究であります。一つは、事業の計画の立案又は立案上の基準の作成、第二が、工事の設計、施工の方法または設計上もしくは施工上の基準の作成、第三が機械、器具、工事材料その他建設事業の實施に際して使用する物の製作または改良、四が、土地、水流、水面または築造物の利用等でございます。そして、この補助金を受けることのできる者は、原則として、國に屬しない研究機関その他研究を行う能力のある会社その他の法人であり、また学識経験者にも補助金を交付できることになっております。

現在までに支出された補助金は七頁にあげてございますが、昭和二十六年から昭和三十年年度まであげてあります。昭和三十年年度は四十四件でございますが、千五百五十六万円の補助金を出したわけでございますが、このうち道路に關するものは四件でございます。百五十八万円であつたわけでございます。

で、以上は直接道路に關する問題でございますが、このほかにコンクリート舗装用機械等の建設機械に關する補助金も若干あります。

これらの研究の成果は毎年取りまとめて報告書が作成され、その結果は広く道路事業の計画、施工面に活用されておまして、大きな成果をおさめておるわけでございます。現在までに行いました道路關係の研究のうち、おもなものは、そこにあげてありますよ

うに、道路除雪装置の改良に関する研究、主要道路の工学的土性図の作成、道路計画に關連する經濟的諸要素の研究、有料道路制度に關する基本資料の研究、現場における永久橋の長期応答力測定装置の試作、火山灰土質路床土の安定工法、プレストレス・コンクリートの連続梁への応用に關する研究等について補助金を出しております。

それから御要求になりました資料の第三は、駐留軍の重車両の通行に對し築造する道路の構造規格はどうなっているかというお尋ねでございましたが、駐留軍車両の通行に對して特に設けた構造規格はございません。道路標識法令案においては、重車両の交通は一

いは除行、スピードを落とすというような制限をして、おおむね駐留車両の通行も可能です。

要求資料の四は、一級国道、二級国道、地方道に對し、重車両の交通に對する構造上の相違はどうしておるかというお尋ねだったと考えますが、これは橋梁の設計基準としては、一等橋、二等橋の二種の規格をきめておるわけでございます。一級国道、二級国道、主要地方道に架設する橋梁は、原則として一等橋、すなわち十三トンの設計荷重を使っておりますが、その他の地方道、市町村道においては、交通の性格を勘案して、一等橋あるいは二等橋を採用いたしております。

資料についての御説明は以上でございますが、なお、もう一枚資料がござい
いますので、つけ加えて御説明申し上げ
ます。これはこの間のお尋ねで、日
本道路公団の業務方法書について省令
でどのようなことをきめるかというお
尋ねでございましたが、その関係の資
料がございました。

業務方法書の必要な記載事項といふ
しまして、「業務方法書には、次の各
号に掲げる事項を記載しなければなら
ない。」と規定するつもりでございま
す。その一は、有料道路に関する工事
（災害復旧を含む。）の施行及び維持に
関する事項、二が有料道路に関する管
理権限の行使に関する事項、三が、有
料道路の料金に関する事項、四が、有
料自動車駐車場の建設基準に関する事
項、五が、有料自動車駐車場に関する
工事の施行に関する事項、六が、有料
自動車駐車場の料金に関する事項、七
が、業務の受託また委託に関する事
項、これを記載事項としてきめたい者

えでいいます。

項といたしまして、「公団は、前条に規定するもののほか、業務方法書に業務に關し必要な事項を記載することが出来る。」というようにいたしたい考えであります。

○委員長(赤木正雄君) ちよつと申し上げます。このほかの資料といたしまして、「道路整備五カ年計画図」、また「有料道路箇所図」、一部ずつ参つております。これは非常にいい参考になります。一部ずつしかありませんから、取りあえずこの委員会において保管します。これはだいぶ御質問があると思いますから、回します。

○田中一君 これは私が要求したんですが、どうしてこれしかできないんですか。どういうわけです。

○政府委員(富樫凱一君)　まあ、図面の方
方は一部だけでいいと考えましたの
で、一部だけ提出したわけでござい
ますが、さらに調製いたしまして用
意いたしたいと考えます。

○田中一君 私は参考に見ているんじゃないんです。もつと本質的な、政府の道路政策は何かというところを検討したいんです。この法案の総括質問するにつきましても、こういうものがなかなか、質問でできないんです。参考ななくちゃ、質問できないんです。参考ななくちや、質問できないものじゃ、ないんです。この日本道路公団法の本質の問題なんです。いつ出してくれませんか。

○政府委員（富樫凱一君） 次の委員会には提出いたします。

○石井桂君 関連して。こういう資料は、やはり作成が簡単なようですか、一つ至急お出し願ったらいいいと思

います。こんなものはわけがない。一日にやられるから、それだからもう少し勉強して下さい。

北國太郎君 この資料の科学研究所の問題に關連して、セメント製造工業の研究についてお伺いしてみたいんですが、最近ドイツでセメント工業をきりに研究して帰って来た男から聞いた話ですけれども、向うでは小型縦型ボイラーが非常にセメントに使われている。原料の所在地へ行つては作っているの、非常にセメントがりつばなもの、が安くできる。また非常に技術が進んでいるという話を聞きました。非常に安くできるというのはどんなことかといつたら、今使っている大型横式

れは日本の建設工業上重要な問題だと思ひますから、そんなことについて研究所は何か研究になっておりますか。

○国務大臣(馬場元治君) お話のドイツでやっておりますセメント製造の方
法とおっしゃるのは、おそらくシャフ
ト・キルンであろうと思います。これ

はドイツで盛んになっておりまして、御説の通りに、軀格も低廉であるといふことを承知をいたしております。それはたゞいま辯議の対象になっておなます法案とは別であります、いずか御審議を願います東北興業の問題に關連いたしました、御審議を願わなければならぬと思ひます。これらのものについても研究を進めております。

○村上義一君 私は道路公団と道路整

めて権利義務を継承して、公団を以て今後施工管理せしめるという点にあることは、法文案で明瞭でありもう一つ他にある。いわゆる年次計画遂行では、この政府の遂行では、資金関係に非常に困難であるという見通しのもとに、この道路公団をして取り扱うもの、ことが適当なりと認められるようなものを公団に移して施工さすということが、真の目的であるやにそんなくされるのであります。とにかく第一年度の五カ年計画にしましても、今日までの実績は七〇％あるいは八〇％しか遂行できないという実情にかんがみて、何らか資金を擲得て遂行していきま

い、迅速に施工したいといふことが、その目的のようにも考えられるのでありますが、そのよう理解して差しつかえありませんでしようか。

○政府委員(富樫凱一君) お話の通り、資金を獲得したいといふことが目的の一つでございます。民間資金も入れます。道路整備を進めたいといふ

う観望でございます。

○村上義一君 次にお尋ねしたいのですが、そういう目的が目的であらうし、考えられるのでありますが、せんだて二十三日でありましたが、陳述せられた参考人の意見に徴しても、えって適な結果になるおそれはないという点であります。すなわち本法案の二十七条でありますか、二十七条に、長期短期の資金を政府は貸し付ける、また道路債券を引き受けるということが規定されておりますし、二十条では、その償還なりまたは利息の支払いについても保証の義務を負うことになっております。さらに三十条に

きまして、また附則の十二条であります。補助金の交付をするということも規定されておるのであります。結局道路建設費の繰上りからいろいろこういう支出をしていくということになれば、結局政府がみずから遂行せんとする五カ年計画、道路整備計画が、かえって阻害せられるおそれがないかということをおもんばかるのであります。考慮せられるのであります。そういうことはないという自信を建設大臣はお持ちでございましょうか。また何らかの政府の遂行する整備計画を阻害しないという何か保障があるのであります。どうか、伺いたいと存じます。

○国務大臣(馬場元治君) いわゆる道路の整備計画は、これは既定の方針通りに進めて参る所存であります。先ほどのお話にもありました通りに、公団を設立することによりまして道路の全般的な整備を急ぎたい、かような考えでありますので、この五カ年計画との間には、その関連を持ちつつ、しかもこれを互いに阻害しないように、十分の計画性を持って進めて参りたい、御心配の点のないように進めていきたいと考えております。

○村上義一君 ただいま局長からお話がありましたごとく、民間資金の吸収を期待しておられるとお話でありました。これは民間資金といううちには、外資ももちろん含んでおることと思うのであります。外資導入につきましても期待できるのであるまいでしょうか、お見通しを伺っておきたいと思うのであります。巷間伝うところによりまして、本月の中ごろには米国から調査団が参るといふようなことも耳にいた

います。期待できるでしょうか。かどうか、その辺のお見通しを伺いたいと思

○国務大臣(馬場元治君) 外資につきましても、ただいまお話のありました通りに、ただいまアメリカの方と折衝をいたしまして、權威のある調査団がこつちに来てくれることになっております。さきにアメリカ駐在の日本大使館を通じていろいろ折衝をいたしました結果、ようやく実現の運びになって参りました。この調査団に技術的並びに経済的に各般にわたる調査を依頼するつもりであります。その結果によりましては、外資を導入することのできるのではないか、かような期待を持っておる次第であります。

○村上義一君 おそらく第一に問題になるのは、東京―神戸間の道路ではないかと思うのであります。東京―神戸間の特殊道路につきましても、数年前から建設省内でいわゆる弾丸道路と唱えられております。これを、公団をして遂行せしめるといふお考えのようでありまして、また一方において、本府で今審議院中の国土開発縦貫自動車道建設法案があります。この自動車道との関連が問題になってくると思

○国務大臣(馬場元治君) 今度の調査は、先ほど申し上げましたように、尾張一宮の北の方から神戸までの間でござい

○村上義一君 どうも私理解できないのであります。そうすると、第三線が大臣の構想としてはあるのです。つまり中央道でもなし、またいわゆる東海道に接近路線でもなし、その中間の路線をまずもってとりたいという御意でありますか。

○国務大臣(馬場元治君) 一宮の北の方から神戸までの間は、中央道を通りましても、東海道を通りましても、いづれにしても、そこから先は神戸までの間同じ道路を通るわけでありまして、共通という言葉がいかに悪いかわかりませんが、中央道を通りましても、東海道を通りましても、一宮の北方から神戸までの間はどのみち通らなければならぬ道路なのであります。

も完了いたしております。従いましても、その中にできる構造物、橋梁でありますとかトンネルでありますとかもわか

○田中一君 第一に建設大臣に伺いたいののは、二十二国会で出された国土開発縦貫自動車道建設法案、これは建設大臣は提案者の一人になつておりますね。御答弁ないようですから、ちょっと事務局で待つてきてください。私はやはり馬場さん提案者の一人として、この法案の提案に参加しているように記憶しているのです。そういう前提で続けて質問申し上げます。

今あなたが二十二国会でお出しになったところの、村上さんの質問と同じ中央道の建設の案ですね、これをあなたに最善として、むろん政治家の強い信念のもとに、この提案に参加されて署名なさっているものと思いが、この日本道路公団法の審議に当りまして、あなたは自分の提案されたところの法案との関連を相当考慮なさつていらつしやるものかと考える。そこで、もしこの法案が衆議院において、委員会を通つたけれども、まだ本会議は通過して、ないようですけれども、両方の関連をどう考えられるか。そうしてまた、あなたが強く主張しておられるところの国土開発縦貫自動車道建設法案の目的をこの日本道路公団法の

成立によって貫徹しようというつもりであるかどうか、この点を一つ詳しくあなたの御意見をお示し願いたいと思うのです。——今ここに持つて来ましたから、ちょっとごらんに入れます。

○国務大臣(馬場元治君) なるほど、(笑) 提案者のうちに加えられておるようであります。これは当時の自由党、民主党並びに社会党の諸君と、大部分が署名をしたものであらうと存じます。提案者としてももちろん提案をいたしました責任はあるわけであり

ます。

私、建設省をおあずかりすることになりまして、道路の問題をいろいろ検討をいたしてみますと、どうしても道路公園を作つて有料道路をもつと活発に整備しなければならぬ、こういう考えになりました。そこでたゞいま問題となつております、さきに提出者の一人になつておる自動車道法であり

ますが、これの路線とそれから自動車有料道路、すなわち今度のたゞいま御審議を願つております公園による有料道路と、どうするのだと、こういう御意見であらうかと存じます。これに

関しましては、検討をいたしてみます結果、いわゆる有料道路をやつた方がいゝのであつて、公園式でやり

ました方が何年か後はこれを無料にすることもできる、いつぞや議論になりましたいわゆる公開無料の原則に合致するゆゑにもなりましますし、かた

がた公園式によつて整備をいたした方が最善である、かように考えましたので、本法案を提出いたして御審議を願つておる次第であります。さよう御了承を願ひたいと存じます。

○田中一君 このあなたが提案され、

あなたが衆議院において本会議でこれに賛成して議決なつた国土開発振興自動車道建設法案というものは、これは日本道路公園法ができ上つた際には日本道路公園で扱うというような構想の下に提案し、賛成されたものなのか、あるいはこれは別個に、基本的な考え方としてそこで考へておらぬという

ような考へなにかですね、その点明確に一つ御答弁願ひたいと思います。

○国務大臣(馬場元治君) いわゆる自動車道法の提案をいたしました当時におきましては、公園という考へ方は

持つていなかった。その後検討の結果、公園方式によりまして有料道路を整備いたすことが最善である、かような結論に到達いたしましたのであります。

○田中一君 あなたが参議院で今継続審議になつてゐるこの法案が成立した際、実施の新しい法案がまた衆議院から提案されるものと思ふのです。今度は予算を盛り込んだこの建設の法案が出ると思ふのです、実施のこの法案

が……そこで、その場合にはやはり公園でされた方が是と考へておられるのか、この有料道路をですね。有料道路にするのだという考へ方でおられるのか、あるいはこれは当然産業上あるいは国土開発の上から、非常に重要度が高い、従つてこれは国費をもつてやるのか、どういふような構想をもつておられるのか、その点聞ひたいと思ひます。

○国務大臣(馬場元治君) 現在提案になつております自動車道路、これが運営を国費でやるかどうかという点については、いまだはっきりその方針はきまつていないであらうと思ひます。そこで私といたしましては、道路は無

料公開であるべきことが理想的でありましますので、なるべくそういった方向に近づく意味におきまして、有料道路でこれを推進した方が一番よろしい方法である、かように考へておる次第であります。

○田中一君 今大臣は、無料公開の原則に進むためにも必要であるから、有料道路をやつた方が早道だというやうな御答弁に伺つたのですが、さうで

すか。

○国務大臣(馬場元治君) この現在問題になつておりますのが、国費で全部これを施行するということと事実においてなかなか困難ではあるまいか、これは私の私見であります。従いまし

て、これがどういふ形態になりますか、論者の言ふところによりますれば、あるいはこれまたいわゆる一種の企業というやうな形で、償還後もおかつ料金をとらなければならぬとい

つたやうな、一種の企業体の形においてやつたらいではないかというやうな意見も巷間耳にいたすのであります。が、有料道路の方式で行きますれば、償還後は直ちにこれを無料に転換することができ、かようなことを当然考へられますので、私はどこまでも有料で行つた方がいゝ、かように信じておる次第であります。

○田中一君 まあ今度のこの国土開発振興自動車道建設法がいわゆる計画法であつて、これが実施の法律ではないのですから、今後現大臣が、この法案が参議院で通過した際には、具体的にどうするかの問題を考えられると思うのです。この点はこのくらいにしておきます。

そこで次に伺ひたいのは、なぜ日本

道路公園という公園方式をとらなければ田舎に道路の運営ができぬというふに考へられておるか、この目的をはつきり見ますと、どうして日本道路公園でなければ道路整備の事業というものは完全に行えないのかという点を、一つ御説明願ひたいと思ひます。

それはどういふ意味です。道路の整備といふものは、国がじかにやつた方が高度の成果をおさめるか、あるいは日本道路公園というものにやらした方がその目的を達するのかわるか、どちらをあなたはとるかという場合、あなたはここに二本建になつてゐるのです。

建設大臣として自分が所管するところの国でも、直接に道路の整備をやつたが所管するところの道路の整備をやつてゐるということになりますと、

どつちにウェットをかけ、どつちが正しいと——ぎりぎりにしほつた場合、どつちが方法としていいのだというふうにお考へでしょうか。

○国務大臣(馬場元治君) 御承知のやうに、現在の特別会計で申しますと、各ケース、ケースによりまして、経理が別々になつております。そういうことでは満足な運営ができかねますので、公園にいたしまして、経理も一本にいたし、維持運営その他を統一的に

行ひますれば、はるかに効率的である、かように考へましたことも、公園方式による原因の一つであります。国費で整備をいたしますことが基本的な方法であることは申し上げるまでもないのであります。今までの特別会計の方式でやつておりましたのでは、先ほど申し上げましたやうな不備な点

もありましますし、のみならず、民間の資

金を取り入れます方法といたしましては、公園方式を採用することが一番賢明である、かように考へまして、かたがた公園方式を採用いたしまして有料道路の整備をはかる、国費による道路整備と相待ちまして道路の整備の進捗をはかりたい、かように考へておる次第であります。

○田中一君 道路整備の目的を達成するためには、二つの方法がある。二つの方法のどつちをとつてもいいのだ、あるいは両方とも、一つ一つの最善な方式として二つをとる、こういう御答弁ですか。

○国務大臣(馬場元治君) 国費による道路の整備はもちろん、御承知の通り、申し上げるまでもなく、現在やつておるのでありまして、なお公園による有料道路の建設、これもあわせて行ひたいことによりまして、日本の現在の貧弱な道路の状況をすみやかに改善をいたしたい、かように考へまして、公園方式をとつた次第であります。

○田中一君 一般会計に織りこんであるところの道路事業費というものが十分に織り込まれば、その方がいいというお考へなんですか。それとも、今後とも日本道路公園方式、いわゆる有料道路方式でもって日本の道路を全部やつたらいとお考へなんですか。

○国務大臣(馬場元治君) 道路を全部有料道路の方式で整備をするという考へは持つておりません。現在も行なつております通りに、国費による道路の整備を急ぎますことはもちろんであります。が、あわせて有料道路を施行したい、かように考へております。

○田中一君 もう少しはつきり言つて

ほしいんだがな。どういふわけで日本道路公団で有料道路をしなければならぬかというところは、むしろこれは財政の問題なんですね、結局、道路費が、十分に国が直轄する費用はあるけれども、やはり有料道路にするんだという考え方は、どこから来ているかというのを伺いたいんです。

○田中一君(馬場元治君) それはもちろん、財政が豊かであって道路整備に要する経費が十二分にある、あり余るほど使えるという状態でありますならば、全部国費で整備もいたし、改修、舗装、その他道路に関する万般の整備をいたすことが望ましいことであることには、間違いないと思います。

○田中一君 この日本道路公団法には存続年限が明記されていないんです。これは何年ぐらいい存続させるつもりでおりますか。

○政府委員(宮澤凱一君) 公団法をいつまで存続させるかということでありますが、財政状態がよくなりまして、道路の整備を有料方式でなくやれるときにすれば、これは公団をやめなければならぬと考えております。

○田中一君 第三次鳩山内閣が三十年続くとすれば、三十年はどうしてもやらなければならぬとお考えですか。私は冗談で言っているんじゃないんです。実際にもしも有料道路の方式でやらなければならぬということならば、財政の問題と関係ないんですね。税金を安くして、有料道路の方式、こういうのでやればいいんです。何でもこればやれでいいんです。この方式に合うんですよ。せんだって参考人の橋本さんでしたか、るる説明してしましたけれども、ほんとうにそうした方

式をとるならとてもいいんです。公営住宅は家賃をとっているんですから、いいんですが、一体もしもこうして特別として特別措置法としてこの法案が提案され、これによるところの日本道路公団の誕生ということを考えますならば、もしもそういうような恒久的な考え方を持たなければ、道路法に織り込んで一向差しつかえないんですよ。道路の基本法に、こういうケースと

いうケースがある、これでもいいんです。従って、政策としてどういう考えを持つかが質問の要点なんです。そしてまた金がない、金がないという金があったらいいでもやれるという道路局長の答弁ですけども、金はあるんです。あなた方は使いたい方が手象が現われるんです。従って、あなた方がやられているんです。いつまでたっても道路整備の金は出て参りません。だから、三年前の国会でもってガソリン税の相当額を道路整備に使えという

ような、私ははなはだ不足です、体系からいって、しかしながら、そういうこともせざるを得ないということになったわけなんです。これがもつと飛躍して、有料道路、こうなりまして、やはりこういうのもう道路政策といひますか、この根本的な破壊なんです。そういう観点からですね、特別としな

いで、特別措置法としないです、恒久法として考えられてもいいと思ふのです。鳩山内閣らしいと思ふのです、そういうことは、従ってですね、どういう構想をもつて——事務当局に聞きますと、これでやろうといひて考えられるような路線というものが三千億程度の工事量があるということ、事

務当局はわれわれに答弁しておるのです。年八十億やると仮定するならば、三十億という一休何年になりますか、償還期限が、かりに二十年とするならば、最後に仕上げた道路からまた二十年は存続しなければならぬんです。従って、今の道路局長のですね、金ができない、やめまうというような答弁は、答弁にならないんです。だから、この政策が国民が承知するならば、永久この方針をとりまうと答弁なさい。そうしますとね、国民は初めて納得するか、反対するか判断の岐路に立つわけなんです。そういう点がいまいけないです。

もしも金がないというならば、次に第三の点でお伺いすることになっておりましたのですが、道路債券と公債とはどういう性格の違いを持っているかという点なんですね。国がやる方が、直接に道路整備をやる方が、私は効果があると思ひます。また国民もですね、一々金を払って通るよりも、税金はその分の見合だけ出しても、あるいはガソリン税が多少上ったとしてもですね、それだけ道路の整備によつて利用者が利益な場合には、これはそれでもおそろく納得するのです。

こういう点はほんとうにどういふ考へでもってやっているのか。これはまあ鳩山さんに質問するのはお気の毒なんです。これは竹山君が一応構想を表現したように私は聞いておるのです。が、どういう御決意を持って政府は考へておられるか、率直に話して下さいませんか。何年存続して、どういう気持で、この有料道路公団というものが国民に与える影響はどうなるか。そし

て道路法という基本法がある、これとの関連においてですね、新しい政策を打ち立てるのかどうか、これを率直に答弁して下さい。

○田中一君(馬場元治君) 先般からしばしば議論のありましたように、財政がきわめて豊かであつて、国費で道路の整備を縦横にできるといふことであります。従つて、あえて有料道路をやらなければならぬと、これを固執する理由は毛頭ないと思ふのです。ただ現在のわが国の財政状態からいひましては、国費で道路の整備を思い通りに行うことができないのは御承知の通りであります。それは国費の使い方が悪いからだ、他にセーブするところがあるじやないか、こういう御議論もあるようであります。その議論まで発展をいたしますれば、ひとり道路の問題だけでなく、いわゆる自衛力の問題、そういった基本的な問題までさかのぼることになると思ひますが、私もほとんどどこまでも國家として自衛力を持たなければならぬと、こういう考へに立つておりました、さきに提出いたしました予算も御審議願つておるのであります。そういう観点からいひますと、現在の財政状態なかなか容易でございせん。そこでいろいろ考へていひました結果、国費で整備をいたした整備しつつ、民間の資金も活用いたしまして、そして道路の整備を急ぎたい。いろんな面から検討をいたしまして、有料道路として整備をする方が効率的である。かように考えましたので、公団方式による民間資金の活用というのを考えたわけであり

ます。そこで、一休何年かかるのだというお尋ねであります。有料道路でやりたいと思つておられる箇所は、御指摘のように、相当の箇所の上りようであります。従ひまして、財政の現状が続きますならば、一面国費で道路の整備をいたしながら、その一面において有料道路方式によつて、公団による有料道路方式によつて整備をいたす。両々相待つて、道路の整備を急ぐという方向に進むよりほかに道はないと、かように考へておるのであります。

なおこれに関連をいたしまして、道路法、その他の現行法についての考へ方につきましても、ただいま検討を進めておるような次第であります。

○田中一君 まあこれは一つの政府の性格の問題ですから、これはもうあなたの考へで、私は私の意見を言つていくわけですから、けつこうですが、道路債券と公債とどう違いますか。私はもしも民間の資金がほしいというならば、公債を発行して、その見合の分だけを……そうして国が直接にやつても、あなたの目的が達せられるのです。現に国が直接にやつているものがやはり有料道路として工事を進行しつつあるものがあるのです。なぜ日本道路公団を作り道路債券を発行しなければ、民間の資金の吸収ができぬか。私は政府が道路を引き当てとするとところの公債を発行すれば、国が直接に事業量の増大、同時に道路の整備が財政資金によつてやる道路の整備と民間資金の手によつてなされるところの道路の整備が両々相待つて、あなたの御希望通りになると思ふのです。これは何も日本道路公団に頼む必要はございせん。国がやつても同じことができる。しからば、なぜそうした日

本道路公団というものを作らなければならぬかというところを、御答弁願いたい。

○国務大臣(馬場元治君) たいま公債を発行した方がいではないか、公債の可否につきましては、これは正しいといふ古い時代からいろいろ議論があるところであり、政府といたしましては、公債の方式によらないで、ただいま御審議を願っております。この方式によることが一番よろしいという結論に達しましたので、公債の方法をとらないこととしたのであります。

○田中一君 民間資金を吸収するのだということをあなたはおっしゃっているが、公債でも吸収できるのです。これはまあ私が申し上げることは間違いないこととおわかりですね。公債を発行すればいいのですから……。そこでもう少し政治的な答弁でけっこうです。なぜ公債発行に依存せずして、日本道路公団という現在のよりも余分に経費のかかるような公団を作ってしまったらならぬかという点を率直に言って下さい。今までのでは答弁にならぬですから満足しないで下さい。

○国務大臣(馬場元治君) 公債の可否については、これはまあ昔からいふ議論があるのであります。財政全体とにらみ合わせまして、公債主義がよろしいかいかという点について、ずいぶん賛否両論があるようであり、であります。公債政策をとらないという建前を堅持いたしておるのであります。公団方式によって、公債主義によらないという点に考えただけでございます。さよう御了承

願いたいと思います。

○田中一君 先ほど村上さんも質問したように、国が全部の裏づけをするんだ、保証をするんだということになれば、公団と同じなんです。性格は同じなんです。ちつとも変つていない。まあ公債は発行いたしませんと言言つちやつたものだから、こういうことを考えるのでしようけれど、大蔵大臣が堂々と国民の福祉のために事業を行うならば、公債発行でもなんでもいいじゃないですか。公債の変形なんでしょうかね、これは、まあこれも政党内閣の政策の違いでしようから、やむを得ません。

一体八十億の内容というものは、事業費にどのくらい入るものを盛り込み、経費にどのくらい入るものを盛り込むつもりですか。事務当局の答弁を聞く、約八百名程度の人員をこれに充てるといふ答弁をしておりますが、どういう比率になっておりますか。どういう形でもって事業の運営をするかを示し願いたいと思つております。

○政府委員(富樫一君) 八十億の使い方でございますが、このうち経費として見込んでおりますのは約六億で、国債整理基金へ八億ほど入れなければならぬ。これを引きますと六十六億でございまして、この六十六億のうち、約五十億は従来実施しております有料道路に使うわけでございまして、残り十億を新規事業に充てたいと考えております。

○田中一君 この八億と見られていたところの経費、これはむしろ主として人件費でしょうが、そこで機械とかなるとかいろいろものは、これはこれから整

備しようとするのか、あるいはどういう形でもってそうした道具類ですね、工具類をこの中に含めていたのか。これは八億の中に入っているのかどうか。

○政府委員(富樫一君) 経費としては六億でございます。八億は国債整理基金へ入れる分でございます。それから機械器具の問題がございまして、公団は事業を実施いたしますのは主として請負方式をとりたいたと考えております。なお従来やつておりましたものを引き継ぎますので、たとえば関門国道のようなものを引き継ぐわけでございますが、これは委託で実施いたしたいと考えてございますから、従来の機械器具その他を公団は継承いたしますけれども、それはさしあたりは処置いたしましては、地建に委託して実施いたすことになるわけでございまして、その他の箇所につきましては、継続してありますところは従来方式によりまして、新規に取り上げます分は主として請負方式で実施いたしたいと考えてございます。

○田中一君 八百名のうち、どこから職員をとるかというのをせんだつて伺つておいたんですが、大休戚案がございまして、

○政府委員(富樫一君) 前回公団の職員は約八百名くらいになるだろうというのを申し上げましたが、この八百名につきましてもまだ大蔵省と折衝中でございまして、職員の定数については確定いたしておりません。動くことがあろうと考えています。従いまして、この内容に、どこからどれだけ採るかというようなことは、今案を作つておるところでございまして、成案はござ

いません。

○田中一君 たとえば関内陸道にしても、国の方に委託してやるからこのままだと動揺はないと思つておられるか、やはり門司側の方はことしの五月ごろには終つてしまふのですか。そういう場合には、その人間はどういうところへ持つていくのですか。そういう人たちはみんな道路公団へ持つていくというつもりですか、それとも、それは別の方に配置転換をしようということですか。

○政府委員(富樫一君) お話の門司側の方は完成に近づきましたので、人間もそれほど要らなくなつてきておりますが、その職員の方は配置転換のやり方、それと建設省の中で配置転換をいたしたいと考えております。

○田中一君 住宅公団ができたときに、御承知のように、二百名ですか、向うに建設省の人が行きましたけれども、希望する者は行かない、いやがる者を無理やり持つていくというやうなこともあつたと思つております。そういう点は、どういう考え方でございまして、公団の方に人を回すわけですか。

○政府委員(富樫一君) その点は、住宅公団と同様に、希望しない者も持つてもらいたいところの方で懸念しなければならぬ場合があると思つております。また希望がありまして、それぞれポストの問題等で、その希望が受け入れられない場合もあると存じます。が、しかしこれは全般的にはそれぞれの希望を主に考えまして、処置いたしたいつもりでおります。

○田中一君 委託工事の終了に伴つて、関門陸道のところは一番問題です。関門陸道は五百名近くの職員がおりますから、職員、準職員、補助員、こういう人たちが、終つても、三十一年度には全然首切りというかはないと言明できますか。

○政府委員(富樫一君) これは配置転換でそれぞれ処置いたしたいと考えてございまして、整理いたすということはあり得ないと考えております。

○田中一君 松江国道の方はこれはどうなるのです。これは全部請負ですか。

○政府委員(富樫一君) 仕事は請負でやつておりますが、従事しておる職員が二十名ほどあるかと考えます。これは公団の方に希望によりまして引き継ぎたいと考えております。

○田中一君 もう一つ、関門陸道は、これは国の所有ですね、どこまでも完成した際は、この管理はどかがやるのです。道路公団がやるのですか、それとも国がやるのですか。

○政府委員(富樫一君) 関門国道につきましては、道路公団が管理いたす考えにいたしております。

○田中一君 では、道路公団の設立に当つて、人の問題は一つも動揺がないと、同時に、三十一年度の予算の上においても全然そうした不安がないというところを、確認してよろしうございませう。

○政府委員(富樫一君) 全然不安がないようにいたしたいと考えております。またそういうことはないと信じております。

○田中一君 建設大臣に伺いたいのですが、この法案の作成に当つて、特別措置法の方の二十八条に、「公団が道路の新設又は改築のために取得した道

路を構成する敷地又は支壁その他の物件は、公団に帰属する。」ということになっておるのです。こういう財産をなせ持たせなければならなかったか。これは閣議で相当問題になったと思うのですが、おそらく建設大臣としては日本道路公団にこういうものの所有をさせないでもいいというお考えがあったと思うのです。それで、なぜ公団がこれを所有しなければならぬかという点を明らかにしていただきたいのです。

○国務大臣(馬場元治君) これは道路を構成する敷地または支壁でありますから、これは当然公団に帰属することになったとして、管理はもとより道路管理者にこれを管理せしめる。そうして道路公団解散のときにそれぞれ処置することになっておりますので、これは道路を運営いたします上から当然の措置であると考えております。

○田中一君 有料道路という目的は、金がないからするので、その道路の整備をして料金をとったというので、目的は達せられる。金がないから、財政上苦しいから、利用者に負担をしてもらうて、これをペイすれば、全部元がとれば、もうこれは日本道路公団の目的は達したことになる。そうすれば、それはおのずから村道は村道、市道は市道として、向うの当然の一貫した道路政策の面からいえば、その管理者に渡すのが当然だと思ふ。私はおそらく建設省としてはそういうような意図があったのじゃないかと思ふのです。

○国務大臣(馬場元治君) これはいわゆる償還を終りましても、道路は道路としての使命を果さなければなりません。そこで維持も修繕も公団でやりまするの、依然として公団の所屬にしておいた方がすべての点に効率的であり有益である、かように考えておるのでありまして、別に何の他意もないわけでありまして。

○田中一君 ですから、他意があるかないかの問題よりも、法律的にこうしなければならぬのだという根拠を示してくれということなんです。私は、おそらく道路局としてはこんなものは必要ないと思つておるのです。日本公団に所有させない方がいいと思ふのですけれども、どういふところからこれが盛り込まれたかという点を説明してほしいと言つておるのです。

○政府委員(富樫一君) 公団が、公団の事業として実施をいたしまして、道路を作るわけでありまして。道路ができませんと、道路として使ひまして、料金収入で建設費を償還して参るわけでございますが、建設費のほかに、その他に管理の費用が要りますので、それも含めて償還するわけでございます。償還が済みまして、それは道路管理者に渡しまして、道路管理者は無料公開いたしますので、その管理は道路管理者が行いますものでございまして、その道路は公団の取得した財産でありますので、その処分は解散のときに一括してやるという考え方にしたわけでございます。公団というものが成立するためにはそういう措置が適当であると考えたわけでございます。

○田中一君 国道の上に整備された道路で、道路の一部分は、これはどんなことになるのですか。ここに「取得した道路を構成する敷地又は支壁」となつておるのです。「支壁その他の物件」でありますから、国道の上に整備された道路のコンクリートの平面的な物件、これはだれの所有権です。

○政府委員(富樫一君) これは公団の所有でございます。

○田中一君 国道の上に持たれたコンクリート道路というものは、やはり何のものになるのですか、国は管理ができません。国にやなくて、所有権は日本道路公団に移るわけですね。

○政府委員(富樫一君) 国道の上に施設をした場合には、敷地はこれは国の所有であります。公団がした施設だけ公団の所有になるのであります。

○田中一君 道路局長は、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律案というものが近々自治庁から出るのを御存じですか。

○政府委員(富樫一君) まだ正式に見ておりません。

○田中一君 日本道路公団が整備したコンクリートの道路の下側は国有資産に間違ひございせんか。

○政府委員(富樫一君) 道路公団が「道路の新設又は改築のために取得した道路を構成する敷地」とこうなつておりました、道路公団の取得したものは道路公団の財産になります。所有になるというわけでありまして。

○田中一君 道路として、一級国道ならば一級国道として国が持つておいた道路、これを掘りくりかえして、それに日本道路公団がそこにコンクリートの舗装をした場合、その舗装の部分は日本道路公団の所有になるのだと、こ

ういう御説明ですが、そのコンクリートの舗装した下の道路というものは、これは国有資産ですね、結局、現に道路があるのですよ、その道路を破壊して、上にまた整備された舗装路を作るわけなんです。その場合にその路床といひますか、もつた道路というものは敷地は、これは国のものです。

○政府委員(富樫一君) 従来あつた国道の上に舗装する場合でございますが、従来あつた国道の敷地を国から公団が無償で、貸付けを受ける場合には、その土地は国の所有であります。

○田中一君 コンクリートの舗装をいたすものになりますと、それは土地と一体のものになるわけでございますから、それはやはり国の所有ということになるわけでございます。

○田中一君 わかりました。そういう解釈なら初めてわかつたわけです。そうすると、「敷地又は支壁その他の物件」これをもつと明確に一つお示し願ひたいのですが、これはただこですすばつとこれだけ言つておるのだから、結局される物件というのはどんなものかということが明確になつていないのです。政令でも出すつもりなんですか。

○政府委員(富樫一君) 道路法におきまして、第九十条に「一級国道又は二級国道の新設又は改築のために取得した道路を構成する敷地又は支壁その他の物件は、国に」ということでございまして、同じような表現にいたして成する敷地又は支壁その他の物件、この中には有料道路でありますと、橋、ゲートも入るわけでございますし、橋

がありますと、橋も、これは道路でありますから、橋も入る、陸道もこれも道路に入りましますから、これも入るわけでありまして。

○田中一君 もう少し、資料でいいですから、どういふものが入るかということをして、村道の舗装をする、道路整備をやるといふ場合に、帰属はどの程度までが村のものであつて、どの程度までが公団のものであるかということ、むろん土地そのものは大まかにいへば国有財産でしようけれども、しかしながら維持管理というものは村道は村がやつておるわけですね。そういう点はどういふことになるのでしょうか。

○政府委員(富樫一君) 明瞭にしない、たとえば橋の取り付け部分の間にあいまいなところがある。そのあいまいなところを残せば、完全な道路整備と言へぬことになる。道路としては、その部分が残れば、そういうような問題は、どういふ工合に解決するか、明確にしてほしいと思つておるのです。

○政府委員(富樫一君) ただいまお話をいたしました、まあ村道のような場合は、これは公団が実施いたします場合にはないわけでございますが、県道があるわけでありまして、県道を改築いたしまして有料道路にする場合、あるいは新設しまして有料道路にする場合がありまして、その場合に公団がみずから取得したものは公団の所有になるわけでございますが、たとえばその県道をそのままにその敷地を貸付けを受けまして、公団が施設をするという場合には、敷地は県の所有であります。

その上に擁壁をこしらへ、あるいは橋を作るという場合には、その橋は公団の所有になるわけでございます。

第十二部 建設委員会会議録第十一号 昭和三十一年三月一日【参議院】

厚生等の各省に分散しておるので、これを統合して国土省のようなものを作ることを強く要望する。こういう要望であります。

この要望書はこの委員会にも参っておりまして、この委員会としてもどういう態度をとるか。これは委員会全委員の一致の希望ならどうか知りませんが、少なくとも皆さんの御希望はどういうふうにしたらいいか、こういうことについて承りたいと思います。

○田中一君 わが会派としては、今の全日本建設技術協会の要望書の内容にあるように、現業官庁一つになって国土省としての行政機構を持つようになるということに決定したのであります。従つて、ぜひともそのように本委員会としても決定されんことをお願いしながら、私の意見とします。

○委員長(赤木正雄君) ほかの会派はいかがでしょうか。

○石井桂君 私の方の党としては、まだ正式に決定しているように私は聞いておりません。そこで私の意見を述べたわけですが、私自身の意見といたしましては、やはりその請願書の通りの希望を持っておりまして、大賛成でございます。

○委員長(赤木正雄君) ほかの御意見ないですか。——これは各会派の意見とすると、社会党は今お話しした通りであります。きまつた意見をここに述べなされることは困難かと思ひます。従つて個人の意見として、この委員会の個人の意見として取り上げたいかと思ひますが、いかがでございますか。

○田中一君 その案もそれでけっこうです。従つて、参議院建設常任委員会

の決議として政府の内政省的な機構改革に反対、今のような趣旨の国土省案には賛成だということ、文案その他は委員長に御一任して、そのような決議をされんことを希望します。

○委員長(赤木正雄君) 決議といたしますと、やはり相当の数が出来て来られなくてはできないと思ひます。でありますから、もしもこの数で行くならば、大部分の要望、これよりできないと思ひます。

○石川榮一君 今のお話の内政省の問題は、まだ具体的に私ども聞いておりませんから、新聞紙で見ただけであります。あの範圍においては、私どもももちろん反対であります。党はどうなりましたかわかりませんが、私も建設委員としてはどこまでも、自治庁を含む建設省を加えての内政省というものにつきましては、私は個人の意見もそうでありまして、建設委員としてもあくまでこれは反対したい、こう思っております。いづれ党の方で話し合いが始まると思ひますから、そのときに党としての態度をきめることがあると思ひますが、考え方はそういう考えであります。

それから国土省案につきましては、今詳細なことはここに書いてあるだけではどうかわかりませんが、もう少し検討を加えまして、できるなら農林省——要するに、水資源に関するものはあげて国土省的なものに吸収する必要はある。水に関するものは、河川でも海岸でも、一切のものは建設省が管掌して、名前は国土省であらうとあるいは、水資源省であらうと、そういう一本の線にこの際行政機構を改革をして、いって、そうして各省に分割されて、

ややもするとトラブルを起しつつある状況を、この際きれいに整備していただきたい。そうしてこの建設行政を活発に伸展するようにしてゆきたいと思ひます。でありますから、今提案になりましたうちの国土省の内容につきましては、いづれ皆さんと御相談をして、なるべく、まあそれらの案も一つの方法でありまして、国土省は国土省らしい広範な部面まで機能が發揮できるようにしていただきたい、こう思っております。

○委員長(赤木正雄君) では、いかがでしょうか。この問題は従来でもこの委員会でも問題になったのであります。農林関係もありますし、あるいは建設省関係もありますし、その他の省に關係したものがあつたので、これを統合して、少くとも国土の総合開発、そういう観点から一つの省にもつてゆきたい、こういうふうな意向を、まずもつてこの委員会の大部の御希望である、かように取り扱つてよろしゅうございませうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(赤木正雄君) それでは、さように取り計らいます。

本日は、これをもって閉会いたします。

午後零時二十六分散会

二月二十九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案

特殊土じよう地帯災害防除及び振

興臨時措置法の一部を改正する法律案

特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律

特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和二十七年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和三十三年」を「昭和三十一年」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和三十一年三月六日印刷

昭和三十一年三月七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局